

相続人が確定できる戸籍

営業許可を承継(相続)する場合には、次の全ての書類が必要となります。

- ・被承継者(故人)の出生以後の全ての改製原戸籍
- ・被承継者(故人)の死亡除籍が明示された戸籍
- ・相続人全員の現在の戸籍

※代襲相続の場合は、代襲相続が発生した相続人(被相続人の子)の出生以後の全ての改製原戸籍も必要となります。

参考①【改製原戸籍について】

戸籍が電算化(コンピュータ化)されている自治体では、過去に使用していた戸籍(改製原戸籍)を請求しないと証明されない事項があります。

- ・戸籍の電算化以前に死亡、婚姻、離婚等によって戸籍から除かれたこと
- ・戸籍の電算化以前に離婚、養子離縁をしたこと
- ・戸籍の電算化以前に誰かを認知、養子にしたこと

★相続人の確定のためには、これらの内容についても確認が必要ですので、「改製原戸籍」をご請求いただく必要があります。
カセゲン戸籍は、カセイラコセキやハラコセキとも呼ばれることがあります。

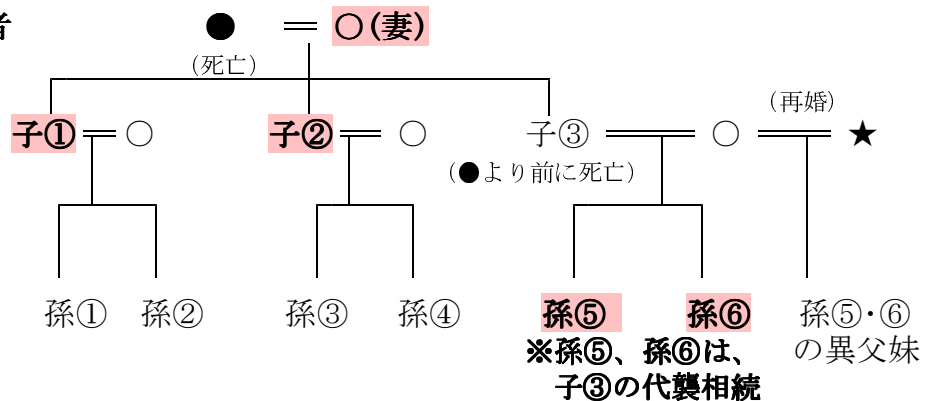
参考②【代襲相続について】

- ・被相続人よりも前に、「相続人となるべきだった者」が死亡していた場合に、「相続人となるべきだった者の子(例:被相続人の直系の孫)」が相続人になることをいいます。

例えば、次の家系図の場合、祖父(●)が亡くなったとき、本来相続人となるはずの子③が既に死亡しているので、孫⑤、孫⑥が子③に代わる相続人=代襲相続人となります。
なお、孫もすでに亡くなっている場合には、ひ孫が代襲相続人となります。
このように、被相続人の子の代襲相続権は、何代という制限がなく、相続がなされるまで続きます。

● : 被承継者

■ : 相続人



亡くなった人の「生まれてからの戸籍」の請求の方法は？

- ・戸籍には、生まれてから亡くなるまでの身分関係（親族関係や婚姻関係）の変遷が記録されています。
ただし婚姻などで新しい戸籍が作られたり、法律の改正で戸籍が改製（書き換え）されることがあるため、ひとつの戸籍に全ての内容が記録されるとは限りません。
- ・つまり、「生まれてからの戸籍」というのは、その方の現在の戸籍だけではなく、婚姻前や改製前まで含めた全ての戸籍を集めなければならないことを意味しています。

①現在の本籍地へ請求する。

- ・戸籍を全て集める場合、新しい戸籍から古い戸籍へ遡っていく方法が一般的です。
- ・まず始めに、現在（亡くなったとき）の本籍地に戸籍の証明書を請求して下さい。
生まれた時からずっとその本籍地に戸籍があった方であれば、これで生まれてからの戸籍を全て集めることができますはずです。
- ・請求の際には、「誰についての出生から死亡までの戸籍を各〇通」など、必要な範囲も必ず明記します。
- ・もし生まれたときの戸籍までさかのぼれなかった場合は、②に進みます。

②従前（ひとつ前）の本籍地へ請求する。

・婚姻や離婚で本籍を移している場合

お名前の欄の近くに、「～と婚姻（離婚）届出△△県△△市××町〇〇番地**戸籍から入籍」といった記述があるはずですので、婚姻（離婚）前の本籍地に、除籍謄本（人によっては戸籍謄本や改製原戸籍謄本になることもあります。）を請求して下さい。

請求の際には、「誰についての出生から婚姻（離婚）までの戸籍を各〇通」など、必要な範囲も明記して下さい。

・転籍（本籍を移す届出です）で本籍を移している場合

戸籍の最初の方に、「△△県△△市××町〇〇番地から転籍届出」といった記述があるはずですので、転籍前の本籍地へ除籍謄本を請求して下さい。

請求の際には、「誰についての出生から転籍までの戸籍を各〇通」など、必要な範囲も必ず明記して下さい。

・従前の本籍がどこにも書かれていない場合

戸籍の最初に、「改製」という文言がないかどうか確認してください。

もし「〇年×月△日改製」という記述があるときは、「〇年×月△日にその戸籍が改製された」ということを表しています。

改製前の戸籍がありますので、同じ本籍地に「改製原戸籍謄本」を請求して下さい。

※生まれたときの戸籍にさかのぼれるまで、②の手順を繰り返します。

このように順を追って辿っていくことで、その方が記載された戸籍を全て集めることができます。

相続の順位……………法定相続には、順位があります。
ただし、配偶者は必ず相続人となります。

【第1順位】：被相続人の子（子供ありの場合）

子は、被相続人である親と法律上の親子関係があれば、実子・養子、嫡出子、非嫡出子の区別なく相続人となります。
※養子は、縁組の日から養親の嫡出子の身分を取得する（民法809条）

子が第1順位であるという意味は、子が一人でもいればその者だけが相続人となり、第2順位・第3順位の者は、相続権がありません。

なお、子が既に死亡している場合は、子の子（被相続人の孫）が親に代わって相続します。
但し、被相続人の法律上の直系卑属に該当しない場合は相続権がありません。

代襲相続：（民法887条2項）

「被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない」と規定しています。

【第2順位】：被相続人の直系尊属（子供なし、親ありの場合）

子又はその代襲者が一人もいないときには、直系尊属が相続人となります。親等の一番近い父母が相続人となり、父母がいないときは祖父母、曾祖父母というように遡っていきます。

【第3順位】：被相続人の兄弟姉妹又はその代襲者（子供なし、親なしの場合）

第1順位及び第2順位の相続人がともにいなければ、兄弟姉妹が相続人となります。
兄弟姉妹の子についても、代襲相続が認められていますが、子の代襲相続と異なり、兄弟姉妹の子（つまり、被相続人の甥・姪）までです。